

機械設備工事仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 大田市温泉津町上村461番地
2. 地域地区 (都市計画区域外)
3. 敷地面積 6,188.97㎡
4. 建物用途 特別養護老人ホーム
5. 棟別概要

No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)
1	特別養護老人ホーム	改修	RC	1	6項口	2,926.76	2,803.29
2							
3							
4							
5							
6							
7							
合計						2,926.76	2,803.29

6. 工事種目 (○印を付したものが該当)

	1	2	3	4	5	6	7
衛生器具設備							
給水設備							
排水設備							
消火設備	○						
ガス設備							
給湯設備							
浄化槽設備							
空調和設備	○						
換気設備	○						
自動制御設備							
エレベーター設備							
建築工事							
電気設備工事							

7. 設備概要 (改修の場合は工事対象を示す。)(○印を付したものが該当)

衛生設備	給水方式	・水道直結方式 ・高置タンク方式 ・ポンプ直送方式
	排水方式	・建物内の汚水と雑排水 (・合流 ・分流) ・その他 ()
	放流先	・直放流下水管 ・浄化槽 ・その他 ()
	雑排水	・直放流下水管 ・浄化槽 ・その他 ()
排水槽	排水槽	・有り (計画容量: m ³) ・無し
	消火設備	・屋内消火栓 ・連絡送水管 ・屋外消火栓 ○スプリンクラー ・消防用水 ・泡消火 ・連絡散水装置 ・フード等用簡易自動消火装置 ・粉末消火装置 ・不活性ガス消火 (・窒素 ・ハロゲン化物消火 ・消火器 ・無し
ガス設備	・都市ガス 種別 (MJ/m ³ N) ・液化石油ガス	
給湯設備	・有り (・局所式 ・中央式) ・無し	
	・熱源 (・電気 ・都市ガス ・液化石油ガス ・灯油 ・A重油)	
浄化槽設備	・有り (・合併処理 ・小規模合併処理) ・無し	
空調設備	空調和方式等	○空調和 (・単一ダクト方式 ・各階ユニット方式 ・パッケージ方式) ・ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
	主要熱源機器	・鋼製ボイラー ・鉄製ボイラー ・温水発生機 (・真空式 ・無圧式) ・チリングユニット ・吸収冷温水機 ・吸収冷温水機ユニット ・空気熱源ヒートポンプユニット ・パッケージ形空調和機 ・マルチパッケージ形空調和機 ・ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 ○ルームエアコン
	換気設備	・1種換気 ・2種換気 ○3種換気
	排煙設備	・機械排煙 (・有り ・無し) ・適用法規 (・建基法 ・消防法)
	自動制御設備	・自動制御方式 (・電気式 ・電子式 ・デジタル式)

II 工事仕様

1. 共通事項

- (1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)平成31年版」(以下「標準図」という)による。ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記事項

- (1) 章及び項目は、番号に○印のついたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印を適用する。
○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。
○印と*印のある場合はともに適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	① 適用基準等	○ 消防設備等の技術基準 全国消防長会中国支部編(第8次改訂版) * 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による 工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編 平成30年版 一般社団法人公共建築協会 編集 国土交通省大臣官庁官庁営繕部 監修
	② 機材の品質等	本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者等は、次の1)~6)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡易な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~6)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。 6) 材料及び接着剤等のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																			
環境への配慮	③ 環境への配慮	本工事において、国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達に関する基本方針(平成31年2月8日変更閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。	交通安全管理	9. 交通安全管理	・アスベスト含有設備資機材(ガスカート、バックン、たわみ継手等)は関係法令等に従い適切に処理する。 ・撤去するアスベスト含有設備資機材は機器の製造年、品番等を確認しアスベスト含有分析の要否を判定する。 以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。配置する位置は別に図示する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>人・日数</th> <th>交通安全管理の必要な作業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導員A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通整理員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注)交通誘導員A、Bは警備業法に定める警備員とし、交通整理員については資格を問わない。 取り扱いは平成19年4月26日付技第26号による	名称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等	交通誘導員A			交通誘導員B			交通整理員																																																									
	名称	人・日数		交通安全管理の必要な作業等																																																																				
	交通誘導員A																																																																							
	交通誘導員B																																																																							
	交通整理員																																																																							
	4. 官公署その他への届出手続等	液化石油ガス設備工事を施工する際は着事前にガス供給業者に着事前説明を行い、完了時に完成図を提出すること。		⑩ 技能士の適用	技能士制度の趣旨を十分理解の上、積極的な活用に努めること。																																																																			
	5. 電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安の業務を行うものとする。		⑪ 1. 工事写真	下記のものを提出する。 仕様は、島根県建築工事写真取扱要領による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>サイズ(mm)</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事中写真(着工前含)</td> <td>* カラー</td> <td>* 80×120 程度</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>* カラー</td> <td>外部全景 * 120×170 程度 その他 * 80×120 程度</td> <td>2 部</td> </tr> <tr> <td>電子データ(CD-R等)</td> <td>デジタルカメラを使用した場合は、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。</td> <td></td> <td>1 部</td> </tr> </tbody> </table> (注)フィルムカメラを使用する場合は監督職員と協議する。	区分	種類	サイズ(mm)	提出部数	工事中写真(着工前含)	* カラー	* 80×120 程度	1 部	完成写真	* カラー	外部全景 * 120×170 程度 その他 * 80×120 程度	2 部	電子データ(CD-R等)	デジタルカメラを使用した場合は、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。		1 部																																																			
	区分	種類		サイズ(mm)	提出部数																																																																			
工事中写真(着工前含)	* カラー	* 80×120 程度	1 部																																																																					
完成写真	* カラー	外部全景 * 120×170 程度 その他 * 80×120 程度	2 部																																																																					
電子データ(CD-R等)	デジタルカメラを使用した場合は、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。		1 部																																																																					
6. 現場事務所	・設置できる(・敷地内 ・敷地外(設置可能場所:)) ・設置できない	⑫ 2. 完成図	下記のものを、竣工後15日以内に提出する。 仕様は、島根県建築工事完成図取扱要領による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名・仕様</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>* 竣工図</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td>製本サイズ(* A2二折 ・原図サイズ) 白焼</td> <td>2 部</td> </tr> <tr> <td>製本サイズ(* A3縮小版 ・原図サイズ) 白焼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>* 施工図</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>(構造躯体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製本サイズ(* A3縮小版 ・原図サイズ) 白焼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table>	品名・仕様	提出部数	* 竣工図	1 部	製本サイズ(* A2二折 ・原図サイズ) 白焼	2 部	製本サイズ(* A3縮小版 ・原図サイズ) 白焼		表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))		* 施工図	部	(構造躯体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面)		製本サイズ(* A3縮小版 ・原図サイズ) 白焼		表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))		* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部																																																	
品名・仕様	提出部数																																																																							
* 竣工図	1 部																																																																							
製本サイズ(* A2二折 ・原図サイズ) 白焼	2 部																																																																							
製本サイズ(* A3縮小版 ・原図サイズ) 白焼																																																																								
表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))																																																																								
* 施工図	部																																																																							
(構造躯体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面)																																																																								
製本サイズ(* A3縮小版 ・原図サイズ) 白焼																																																																								
表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))																																																																								
* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部																																																																							
7. 工事用電力、水	構内既存の施設 工事用水 ○利用できる(有償) ・利用できない 工事用電力 ○利用できる(有償) ・利用できない	⑬ 3. 保全に関する資料	製本の取りまとめについては監督職員の指示による。 設計に関するCADデータを貸与するが、著作権者は、湯の郷苑にある。なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 ・竣工図と施工図を1冊にまとめる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物等の利用に関する説明書(建築物等の利用に関する説明書作成要領による)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器取扱い説明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器性能試験成績書及び配管試験等記録</td> <td>* 1部</td> </tr> <tr> <td>官公署届出等書類(完了検査、検査済証を含む)</td> <td>・ 部</td> </tr> <tr> <td>主要機器製造者一覧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合試運転調整測定表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他監督職員が指示するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等)</td> <td>* 1部</td> </tr> </tbody> </table> (注)保全に関する資料は1部を施設管理者に引き渡す	書類名	提出部数	建築物等の利用に関する説明書(建築物等の利用に関する説明書作成要領による)		機器取扱い説明書		機器性能試験成績書及び配管試験等記録	* 1部	官公署届出等書類(完了検査、検査済証を含む)	・ 部	主要機器製造者一覧		総合試運転調整測定表		その他監督職員が指示するもの		建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等)	* 1部																																																			
書類名	提出部数																																																																							
建築物等の利用に関する説明書(建築物等の利用に関する説明書作成要領による)																																																																								
機器取扱い説明書																																																																								
機器性能試験成績書及び配管試験等記録	* 1部																																																																							
官公署届出等書類(完了検査、検査済証を含む)	・ 部																																																																							
主要機器製造者一覧																																																																								
総合試運転調整測定表																																																																								
その他監督職員が指示するもの																																																																								
建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等)	* 1部																																																																							
8. 発生材の処理	・引き渡しを要するもの() ・現場において再利用を図るもの() 産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品目</th> <th>搬出場所</th> <th>距離(Km)</th> <th>DID区間(有・無)</th> <th>処分費(有・無)</th> <th>備考(再資源化の有無等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特定建設資材</td> <td>・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスベスト含有設備資機材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家電リサイクル法に基づく物</td> <td>○家電リサイクル製品</td> <td></td> <td></td> <td>無</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フロン回収破壊法に基づく物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>○金属くず</td> <td>大田市久手地内</td> <td>28</td> <td>無</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○塵ブラ</td> <td>大田市久手地内</td> <td>28</td> <td>無</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガラスくず</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	品目	搬出場所	距離(Km)	DID区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)	特定建設資材	・コンクリート塊						・アスファルト塊						・コンクリート及び鉄から成る建設資材						特別管理産業廃棄物	・木材						・アスベスト含有設備資機材						家電リサイクル法に基づく物	○家電リサイクル製品			無	有		フロン回収破壊法に基づく物						その他	○金属くず	大田市久手地内	28	無	有		○塵ブラ	大田市久手地内	28	無	有		・ガラスくず					
項目	品目	搬出場所	距離(Km)	DID区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)																																																																		
特定建設資材	・コンクリート塊																																																																							
	・アスファルト塊																																																																							
	・コンクリート及び鉄から成る建設資材																																																																							
特別管理産業廃棄物	・木材																																																																							
	・アスベスト含有設備資機材																																																																							
家電リサイクル法に基づく物	○家電リサイクル製品			無	有																																																																			
	フロン回収破壊法に基づく物																																																																							
その他	○金属くず	大田市久手地内	28	無	有																																																																			
	○塵ブラ	大田市久手地内	28	無	有																																																																			
	・ガラスくず																																																																							

湯の郷苑コロナ感染対策改修工事

株式会社
コラム建築設計事務所

一級建築士事務所 島根県知事登録 第1226号
一級建築士 第135321号 田原辰男

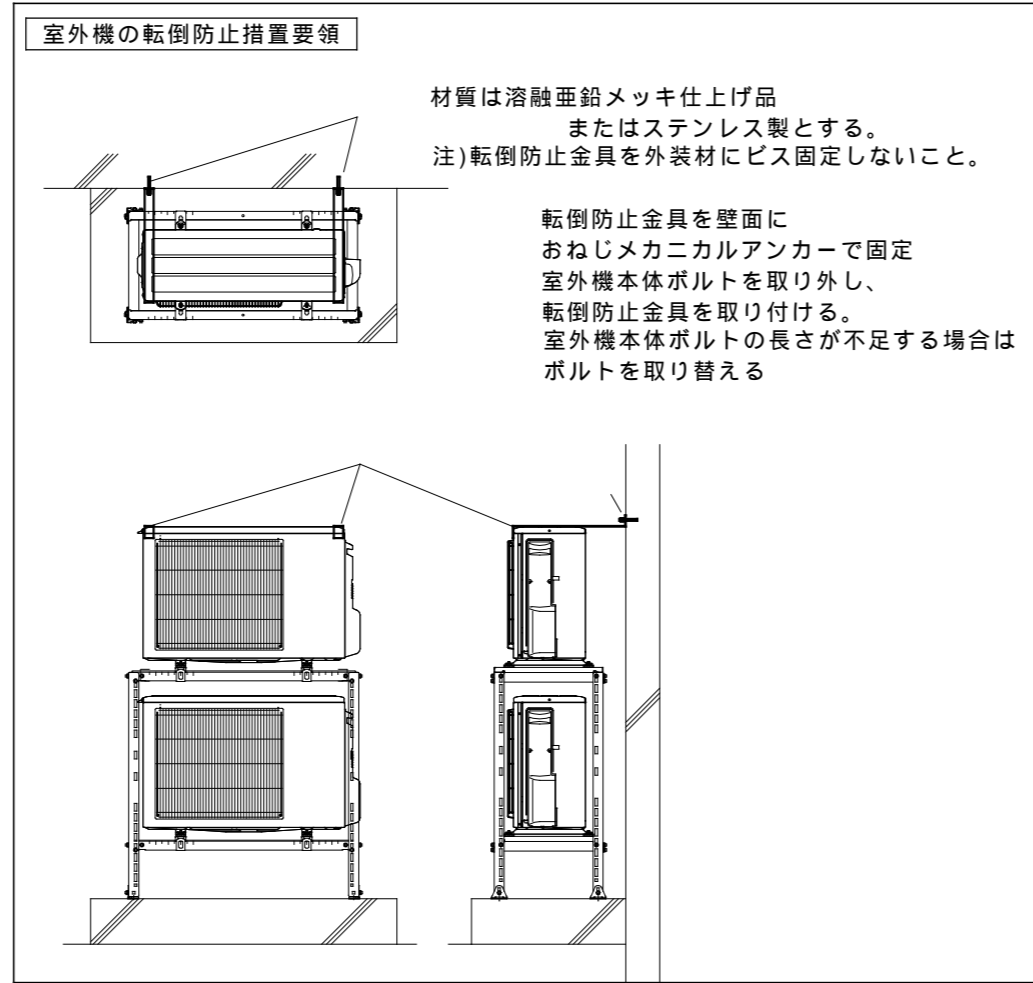
機械設備特記仕様書1

(機) 8 — 1

02501 令和2年10月

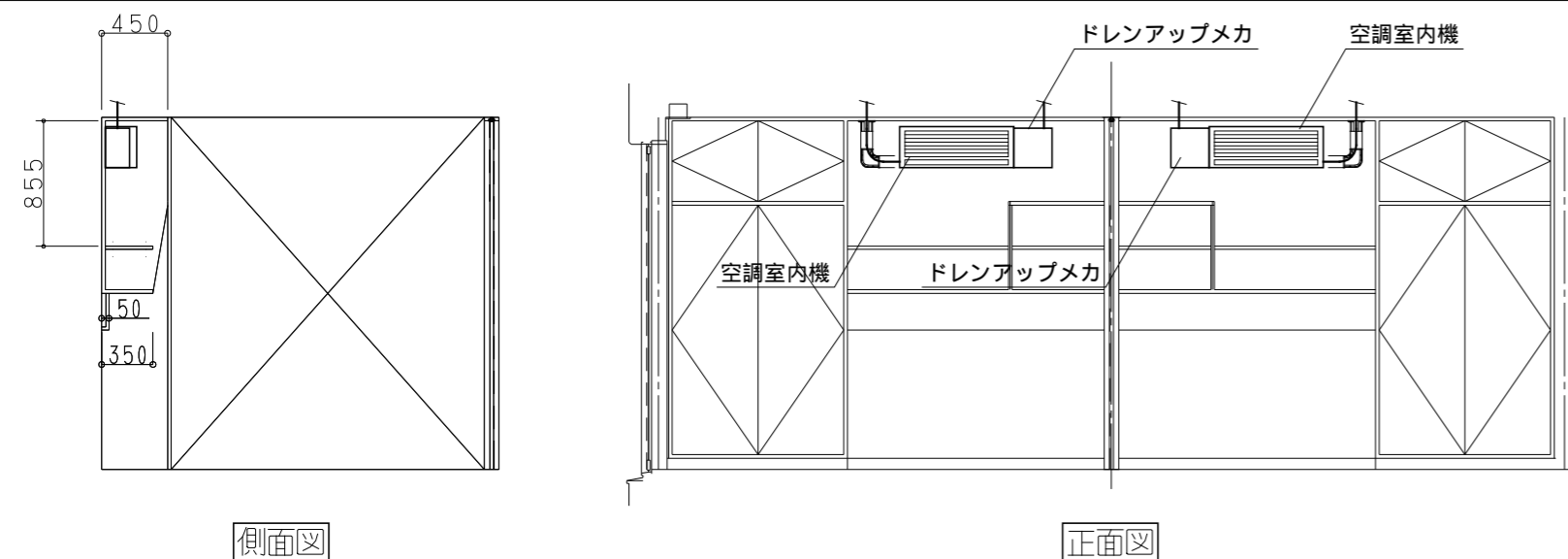
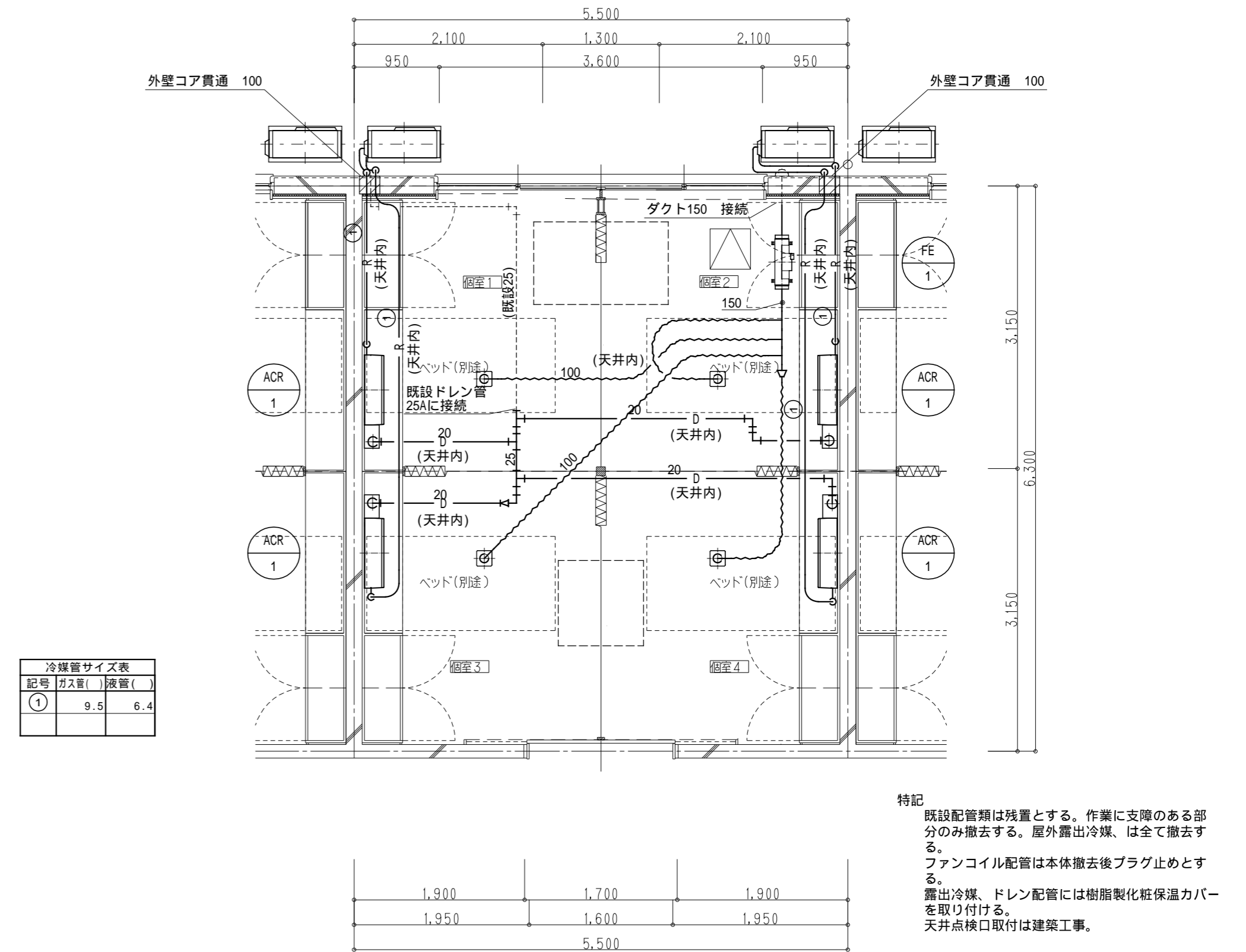
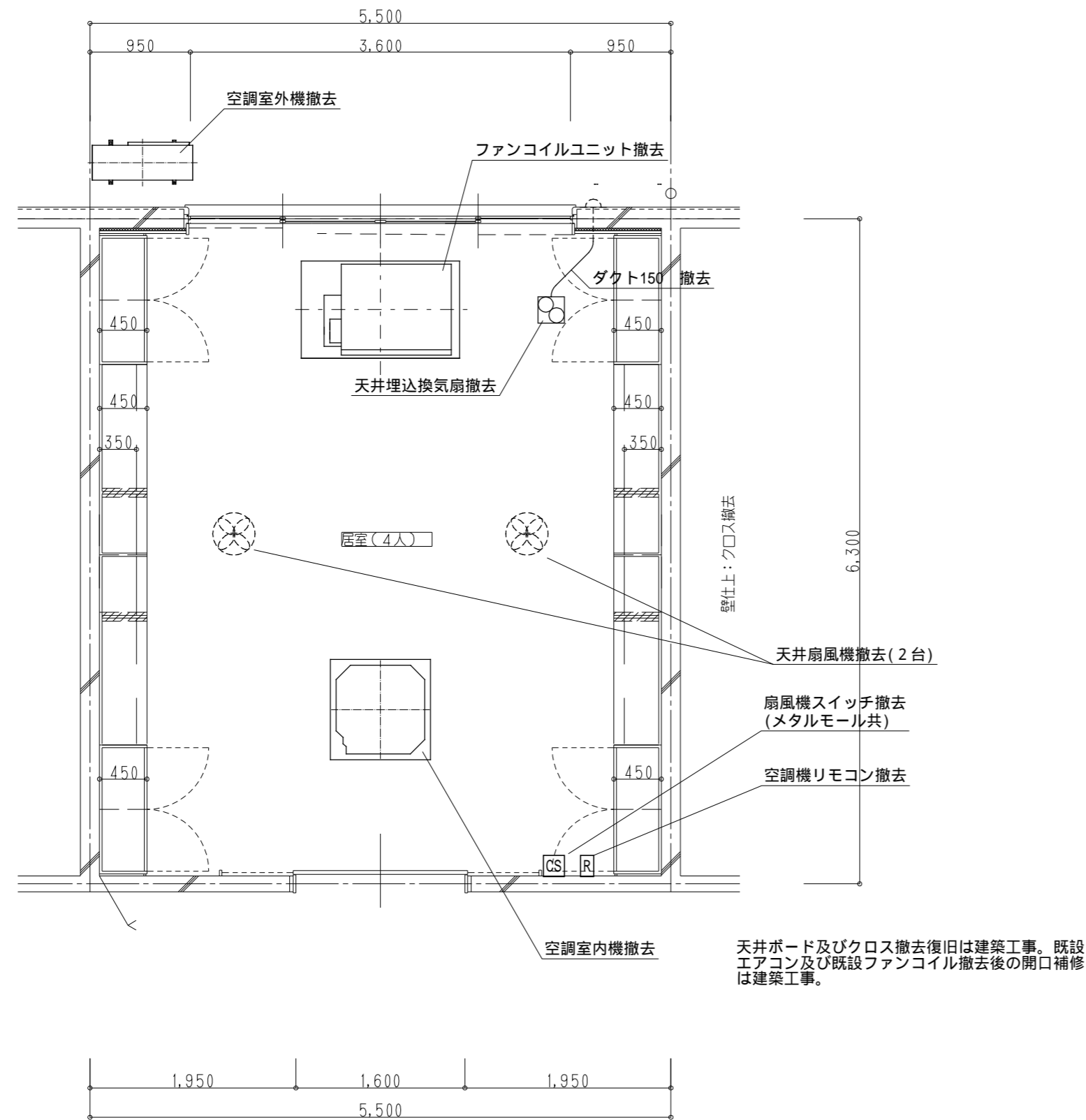
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																																											
	⑭ . 総合試運転調整	装置全体の施工完了時に、下記の総合試運転調整を行う。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ○ 室内外空気の温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水质検査 ・ 一般飲料水適否簡易検査（12項目） 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度、導電率EC ・ 一般飲料水適否検査（16項目） 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機酸（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度、導電率EC ・ 水道法施行規則による水质検査 ・ 雑用水の水质検査 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数は監督職員の指示による。		18 . 塗 装	1) 下記の部分を除き、原則として塗装を行う。 下記の部分において塗装が必要な場合は図示による。 亜鉛めっきされたもので常時隠べいされる部分 亜鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類 主、各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管 カラー亜鉛鉄板面 亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面 樹脂コーティング等を施したもので、常時隠べいされる部分 アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム、亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面 埋設されるもの（ただし、防食塗装部分を除く） 2) 塗装を施さない部分、箇所 ・ 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場 3) 防錆塗料については国土交通大臣特別評価方法認定品を使用してもよい。 4) 残りネジ部、及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。		28 . 足 場	本工事で設置する。 ・ 内部足場（種） ・ 外部足場（種）																																																																																																																																																																											
				19 . 耐 震 措 置	1) 設備機器の固定は、「建築設備耐震・施工指針（国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）2014年版」及び「（一般社団法人）日本エレベーター協会発行の「昇降機耐震設計施工指針（日本建築設備昇降機センター編集）2014年版」による。 建築設備の設計用標準水平震度（Ks） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">建物の種別</th> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽（タンク）類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽（タンク）類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階及び1階</td> <td>機 器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>注）上層階の定義は次による。 2～6階建ての場合は最上階、7～9階建ての場合は上層2階、10～12階建ての場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階</td> <td></td> <td></td> <td>29 . 土 工 事</td> <td>1) 埋戻しの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・（材料： 工法： ） 2) 建設発生土の処理 現場説明書による 3) 山留め 工法等（ ） 残置 ・ する * しない 鋼矢板等の抜き跡の処理工法 * 砂を充てんする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑮ . はつり工事等</td> <td>1) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドコアによる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑯ . 補 修</td> <td>1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存に ならぬ補修する。 2) 汚染、損傷した場合は速やかに監督職員に報告する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30 . 負 担 金</td> <td>・ 水道 円（内消費税相当額 円） ・ ガス 円（内消費税相当額 円） ・ 下水道 円（内消費税相当額 円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑮ . 図 形 表 示</td> <td>機器類は、図示する形状及び配管などの取り出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。 型番変更等により参考型番が変更または廃止されている場合、参考型番の同等品とする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑰ . 関 連 他 工 事</td> <td>・ 建築主体工事 ・ 電気設備工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑯ . 電 気 容 量 及 び 機 器 能 力 表 示</td> <td>原則として、電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は図面に記載されている数値以下、機器類の能力及び容量等は表示された数値以上とする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31 . 特 定 元 方 事 業 者 の 指 名</td> <td>下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・ 本工事の受注者 ・ 関連他工事の受注者（ ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑰ . 保 温</td> <td>1) 給水管、給湯管、排水管の保温は下記の部分を除きグラスウール保温材とし、施工順序は標準仕様書による。 暗渠内及び屋内外露出給水管の保温はポリスチレンフォーム保温材とする。 多湿箇所及び屋内露出排水管の保温はポリスチレンフォーム保温材とする。 2) スラブ上転がし排水管（耐火二層管を除く）はグラスウール保温材を施工し、保温厚が確保できない場合はグラスウール保温材同等の性能を有する製品を監督職員の承諾のうえ使用できる。 ただし、ユニット付属部は耐火二層管とする。 3) 一般ダクトの保温はグラスウール保温材とする。 4) 機器の保温はグラスウール保温材とする。 5) 冷媒管に断熱被覆銅管を使用した場合の外装材は下記による。 屋内露出 ○保温化粧ケース（○樹脂製） ・ 合成樹脂カバー（・シートタイプ ・ ジャケットタイプ） 屋外露出 ○保温化粧ケース （○樹脂製 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ スリッ鋼板製 ・ ステンレスラッキング（JIS G 4305） 6) 全熱交換ユニットより外気側のダクト ・ 断熱する ・ 断熱しない 7) 合成樹脂カバー（冷媒管以外の管） ・ 1（シートタイプ） ・ 2（ジャケットタイプ）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑱ . 施 工 図 及 び 施 工 計 画 書</td> <td>提出した施工図及び施工計画書に関わる当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32 . 事 前 調 査 等</td> <td>大気汚染防止法第18条の17の規定等に基づき、受注者は事前調査を実施し、発注者へ書面による説明及び調査結果の揭示を行うこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑳ . 施 工 調 査</td> <td>1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとめ監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>33 . 木 製 安 全 施 設 製 品 （ 県 産 木 材 製 品 ）</td> <td>* 工事用看板 （表示板1, 400mm×500mm用） 2台 * 工事用バリケード 5台 ・ 工事用標示板 （表示板1, 400mm×1,100mm用） 台 （注）取り扱いは平成25年3月8日付管第945号による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>湯の郷苑□□□感染対策改修工事</td> <td>機械設備特記仕様書2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>株式会社 コラム建築設計事務所 一級建築士事務所 鳥根県知事登録 第1226号 一級建築士 第135321号 田原辰男</td> <td>（機）8</td> <td>— 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>02501</td> <td>令和2年10月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	建物の種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽（タンク）類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽（タンク）類	1.5	1.0	1.0	0.6	地階及び1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6					注）上層階の定義は次による。 2～6階建ての場合は最上階、7～9階建ての場合は上層2階、10～12階建ての場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階			29 . 土 工 事	1) 埋戻しの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・（材料： 工法： ） 2) 建設発生土の処理 現場説明書による 3) 山留め 工法等（ ） 残置 ・ する * しない 鋼矢板等の抜き跡の処理工法 * 砂を充てんする								⑮ . はつり工事等	1) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドコアによる。								⑯ . 補 修	1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存に ならぬ補修する。 2) 汚染、損傷した場合は速やかに監督職員に報告する。								30 . 負 担 金	・ 水道 円（内消費税相当額 円） ・ ガス 円（内消費税相当額 円） ・ 下水道 円（内消費税相当額 円）		⑮ . 図 形 表 示	機器類は、図示する形状及び配管などの取り出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。 型番変更等により参考型番が変更または廃止されている場合、参考型番の同等品とする。					⑰ . 関 連 他 工 事	・ 建築主体工事 ・ 電気設備工事		⑯ . 電 気 容 量 及 び 機 器 能 力 表 示	原則として、電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は図面に記載されている数値以下、機器類の能力及び容量等は表示された数値以上とする。					31 . 特 定 元 方 事 業 者 の 指 名	下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・ 本工事の受注者 ・ 関連他工事の受注者（ ）		⑰ . 保 温	1) 給水管、給湯管、排水管の保温は下記の部分を除きグラスウール保温材とし、施工順序は標準仕様書による。 暗渠内及び屋内外露出給水管の保温はポリスチレンフォーム保温材とする。 多湿箇所及び屋内露出排水管の保温はポリスチレンフォーム保温材とする。 2) スラブ上転がし排水管（耐火二層管を除く）はグラスウール保温材を施工し、保温厚が確保できない場合はグラスウール保温材同等の性能を有する製品を監督職員の承諾のうえ使用できる。 ただし、ユニット付属部は耐火二層管とする。 3) 一般ダクトの保温はグラスウール保温材とする。 4) 機器の保温はグラスウール保温材とする。 5) 冷媒管に断熱被覆銅管を使用した場合の外装材は下記による。 屋内露出 ○保温化粧ケース（○樹脂製） ・ 合成樹脂カバー（・シートタイプ ・ ジャケットタイプ） 屋外露出 ○保温化粧ケース （○樹脂製 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ スリッ鋼板製 ・ ステンレスラッキング（JIS G 4305） 6) 全熱交換ユニットより外気側のダクト ・ 断熱する ・ 断熱しない 7) 合成樹脂カバー（冷媒管以外の管） ・ 1（シートタイプ） ・ 2（ジャケットタイプ）						⑱ . 施 工 図 及 び 施 工 計 画 書	提出した施工図及び施工計画書に関わる当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。								32 . 事 前 調 査 等	大気汚染防止法第18条の17の規定等に基づき、受注者は事前調査を実施し、発注者へ書面による説明及び調査結果の揭示を行うこと。								⑳ . 施 工 調 査	1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとめ監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。								33 . 木 製 安 全 施 設 製 品 （ 県 産 木 材 製 品 ）	* 工事用看板 （表示板1, 400mm×500mm用） 2台 * 工事用バリケード 5台 ・ 工事用標示板 （表示板1, 400mm×1,100mm用） 台 （注）取り扱いは平成25年3月8日付管第945号による								湯の郷苑□□□感染対策改修工事	機械設備特記仕様書2	-								株式会社 コラム建築設計事務所 一級建築士事務所 鳥根県知事登録 第1226号 一級建築士 第135321号 田原辰男	（機）8	— 2								02501	令和2年10月	
設置場所	建物の種別	特定の施設		一般の施設																																																																																																																																																																															
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																														
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																														
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																																																																																														
	水槽（タンク）類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																														
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																														
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																														
	水槽（タンク）類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																														
地階及び1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																																																																																														
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																														
				注）上層階の定義は次による。 2～6階建ての場合は最上階、7～9階建ての場合は上層2階、10～12階建ての場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階			29 . 土 工 事	1) 埋戻しの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・（材料： 工法： ） 2) 建設発生土の処理 現場説明書による 3) 山留め 工法等（ ） 残置 ・ する * しない 鋼矢板等の抜き跡の処理工法 * 砂を充てんする																																																																																																																																																																											
							⑮ . はつり工事等	1) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドコアによる。																																																																																																																																																																											
							⑯ . 補 修	1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存に ならぬ補修する。 2) 汚染、損傷した場合は速やかに監督職員に報告する。																																																																																																																																																																											
							30 . 負 担 金	・ 水道 円（内消費税相当額 円） ・ ガス 円（内消費税相当額 円） ・ 下水道 円（内消費税相当額 円）																																																																																																																																																																											
	⑮ . 図 形 表 示	機器類は、図示する形状及び配管などの取り出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。 型番変更等により参考型番が変更または廃止されている場合、参考型番の同等品とする。					⑰ . 関 連 他 工 事	・ 建築主体工事 ・ 電気設備工事																																																																																																																																																																											
	⑯ . 電 気 容 量 及 び 機 器 能 力 表 示	原則として、電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は図面に記載されている数値以下、機器類の能力及び容量等は表示された数値以上とする。					31 . 特 定 元 方 事 業 者 の 指 名	下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・ 本工事の受注者 ・ 関連他工事の受注者（ ）																																																																																																																																																																											
	⑰ . 保 温	1) 給水管、給湯管、排水管の保温は下記の部分を除きグラスウール保温材とし、施工順序は標準仕様書による。 暗渠内及び屋内外露出給水管の保温はポリスチレンフォーム保温材とする。 多湿箇所及び屋内露出排水管の保温はポリスチレンフォーム保温材とする。 2) スラブ上転がし排水管（耐火二層管を除く）はグラスウール保温材を施工し、保温厚が確保できない場合はグラスウール保温材同等の性能を有する製品を監督職員の承諾のうえ使用できる。 ただし、ユニット付属部は耐火二層管とする。 3) 一般ダクトの保温はグラスウール保温材とする。 4) 機器の保温はグラスウール保温材とする。 5) 冷媒管に断熱被覆銅管を使用した場合の外装材は下記による。 屋内露出 ○保温化粧ケース（○樹脂製） ・ 合成樹脂カバー（・シートタイプ ・ ジャケットタイプ） 屋外露出 ○保温化粧ケース （○樹脂製 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ スリッ鋼板製 ・ ステンレスラッキング（JIS G 4305） 6) 全熱交換ユニットより外気側のダクト ・ 断熱する ・ 断熱しない 7) 合成樹脂カバー（冷媒管以外の管） ・ 1（シートタイプ） ・ 2（ジャケットタイプ）						⑱ . 施 工 図 及 び 施 工 計 画 書	提出した施工図及び施工計画書に関わる当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。																																																																																																																																																																										
							32 . 事 前 調 査 等	大気汚染防止法第18条の17の規定等に基づき、受注者は事前調査を実施し、発注者へ書面による説明及び調査結果の揭示を行うこと。																																																																																																																																																																											
							⑳ . 施 工 調 査	1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとめ監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。																																																																																																																																																																											
							33 . 木 製 安 全 施 設 製 品 （ 県 産 木 材 製 品 ）	* 工事用看板 （表示板1, 400mm×500mm用） 2台 * 工事用バリケード 5台 ・ 工事用標示板 （表示板1, 400mm×1,100mm用） 台 （注）取り扱いは平成25年3月8日付管第945号による																																																																																																																																																																											
							湯の郷苑□□□感染対策改修工事	機械設備特記仕様書2	-																																																																																																																																																																										
							株式会社 コラム建築設計事務所 一級建築士事務所 鳥根県知事登録 第1226号 一級建築士 第135321号 田原辰男	（機）8	— 2																																																																																																																																																																										
							02501	令和2年10月																																																																																																																																																																											

章	項目	特記事項
② 消火設備	①. 消火方法	<ul style="list-style-type: none"> 消火器（蓄圧式） ・ 1号消火栓 ・ 2号消火栓 広範囲型2号消火栓 ・ 易操作1号消火栓 屋外消火栓 ・ 連結送水管 ○ スプリンクラー パッケージ型消火器 （仕様は図記による）
	②. 配管材料	1) 隠ぺい、露出部分 ○ 配管用炭素鋼管（SGP白）（JIS K 3452） 2) 土中埋設 ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（SGP-VS）（WSP 041） ・ 消火設備配管用高性能ポリエチレン管（PL060号） （注）性能認定品以外を使用する場合は消防法施行令第32条による申請を行う。
	3. 消火器ボックス	1) 屋外 ・ 樹脂製 ・ 2) 屋内 ・ 図示 ・
	4. 保温	消火配管の保温仕様は、給水管を準用する。 （施工場所：）
	5. 弁の耐圧	図記なき弁の耐圧は10kとする。
	⑥. 所轄消防署	○ 大田市消防本部西部消防署



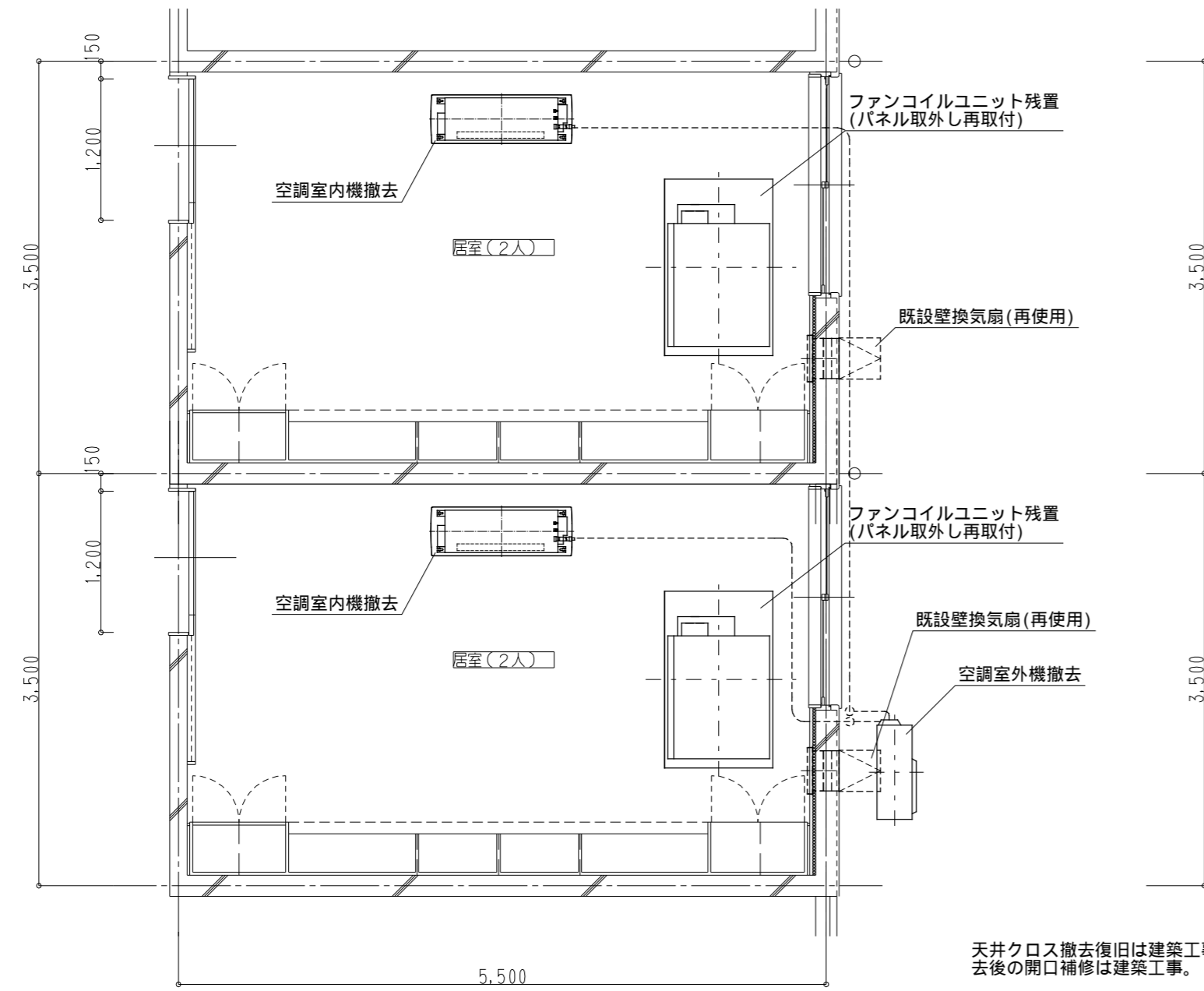
③ 空調設備 ・ 換気設備	①. 配管材料	7) 冷媒 ○ 冷媒用断熱材被覆鋼管（ポリエチレン保温材（難燃性））（JCDA 0009） 8) ドレン ・ 配管用炭素鋼管（SGP白）（JIS G 3452） ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（VP）（JIS K 6741） ○ 空調ドレン用結露防止層付硬質塩化ビニル管
	2. 管の接合等	1) 給水用高密度ポリエチレン管、空調配管用高性能ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち小さい方を適用する。 2) 架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の支持間隔は標準仕様書によるほか、メーカーの示す施工方法に準じ分岐部及び曲がり部においても適切に固定する。
	③. ダクト	1) 長方形ダクトの製作 ・ アンクルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法 （ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ ） ただし、長辺が1500mmを超えるもの及び、最大静圧が500Paを超えるものはアンクル工法とする。 2) 円形ダクト ○ 亜鉛鉄板製（スパイラルダクト） ・ 硬質塩化ビニル製（VU管）
	④. 屋外フード類	着色 ・ する ○ しない

湯の郷苑□□ナ感染対策改修工事	機械設備特記仕様書3	-
株式会社 コラム建築設計事務所 <small>一級建築士事務所 鳥根県知事登録 第1226号</small> <small>一級建築士 第135321号 田原辰男</small>	(機) 8	— 3
	02501	令和2年10月

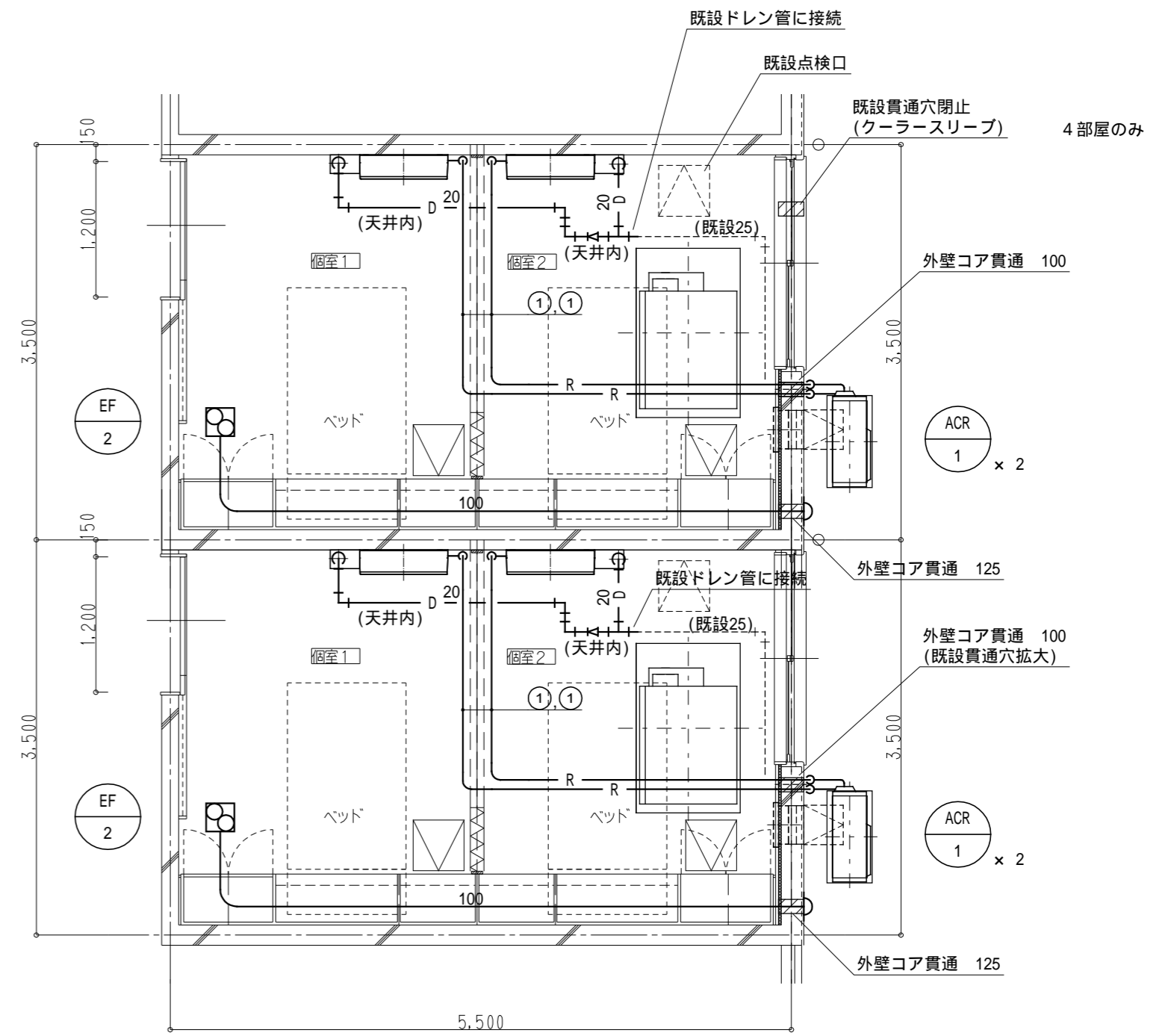


空調換気機器リスト(1室当たり)

機器記号	機器名称	能力・仕様	数量	相	電圧	CB	電源線	消費電力	付属品・その他
ACR-1	ルームエアコン	壁掛形 冷房能力:2.8KW 暖房能力:3.6KW 電動機出力(圧縮機)C:1,500W ドレンアップキット 参考品番 RAS-AJ28K2(W),SP-DU2	4	1	200	15A	2.0mm	冷:790W 暖:880W	ワイヤレスリモコン R32 室内電源 室外機2段架台、転倒防止金具
EF-1	中間ダクトファン	インテリア格子タイプ 換気風量: 120m3/h x 11Pa 屋外ベンドキャップ200 (既設再使用) 樹脂製排気グリル x 4個 参考品番 V-150CLP-13GLSF2 x 4	1	1	100			19.5W	



天井クロス撤去復旧は建築工事。既設エアコン撤去後の開口補修は建築工事。

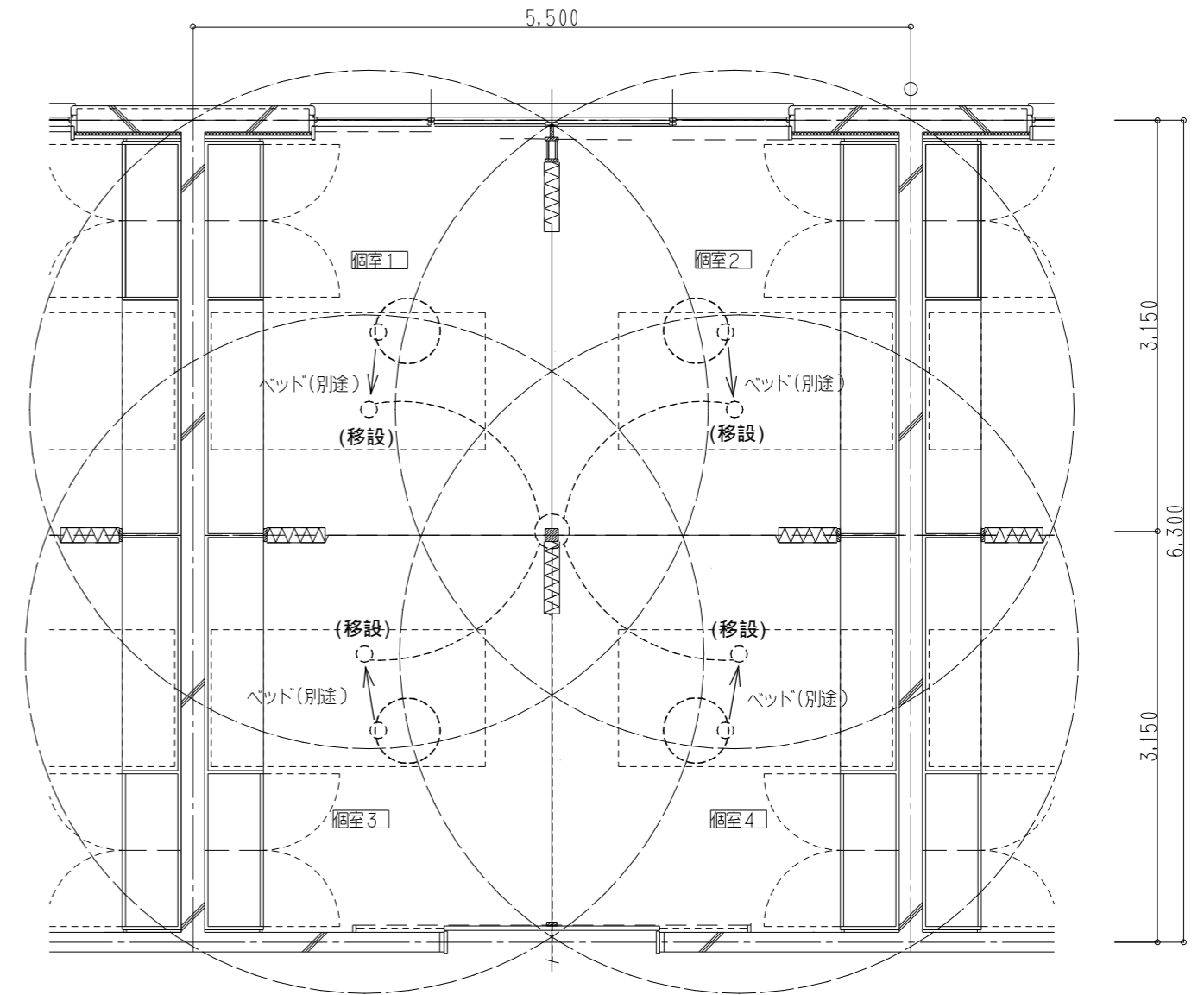
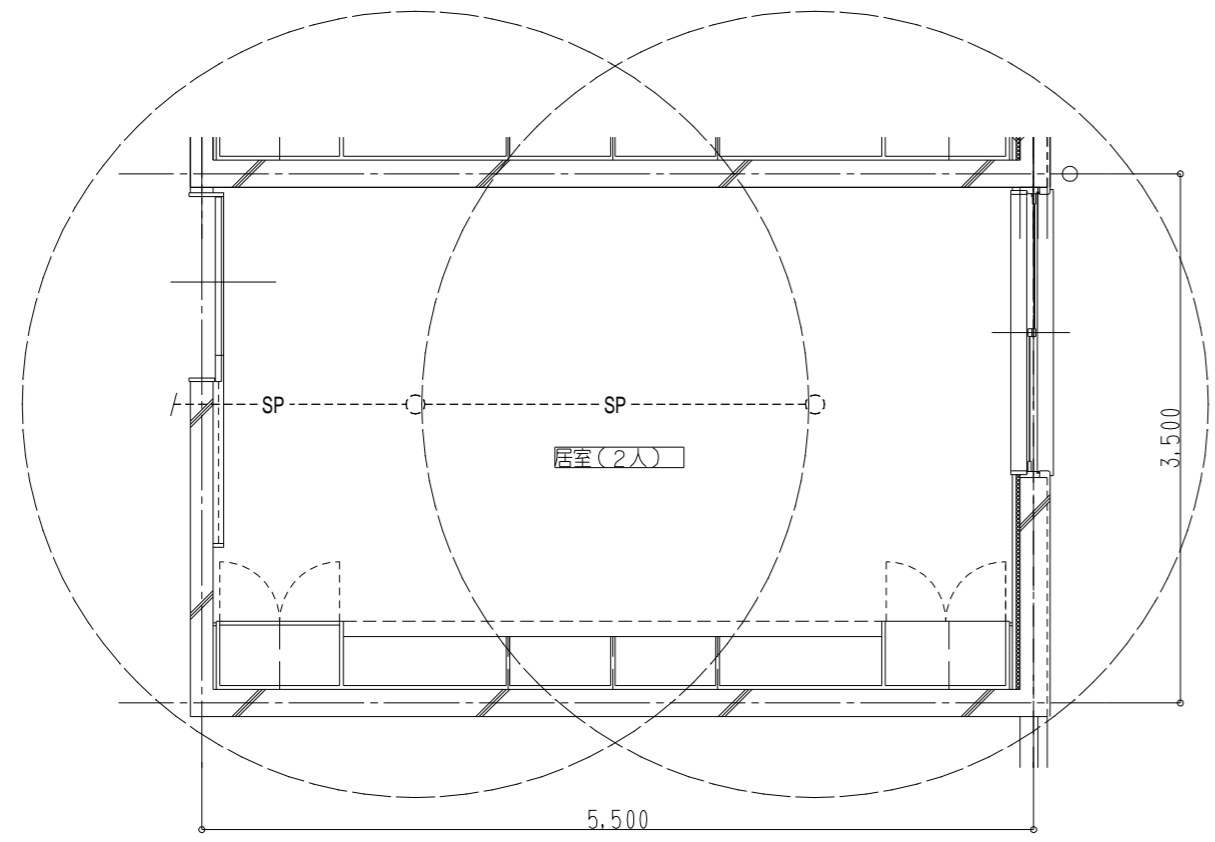
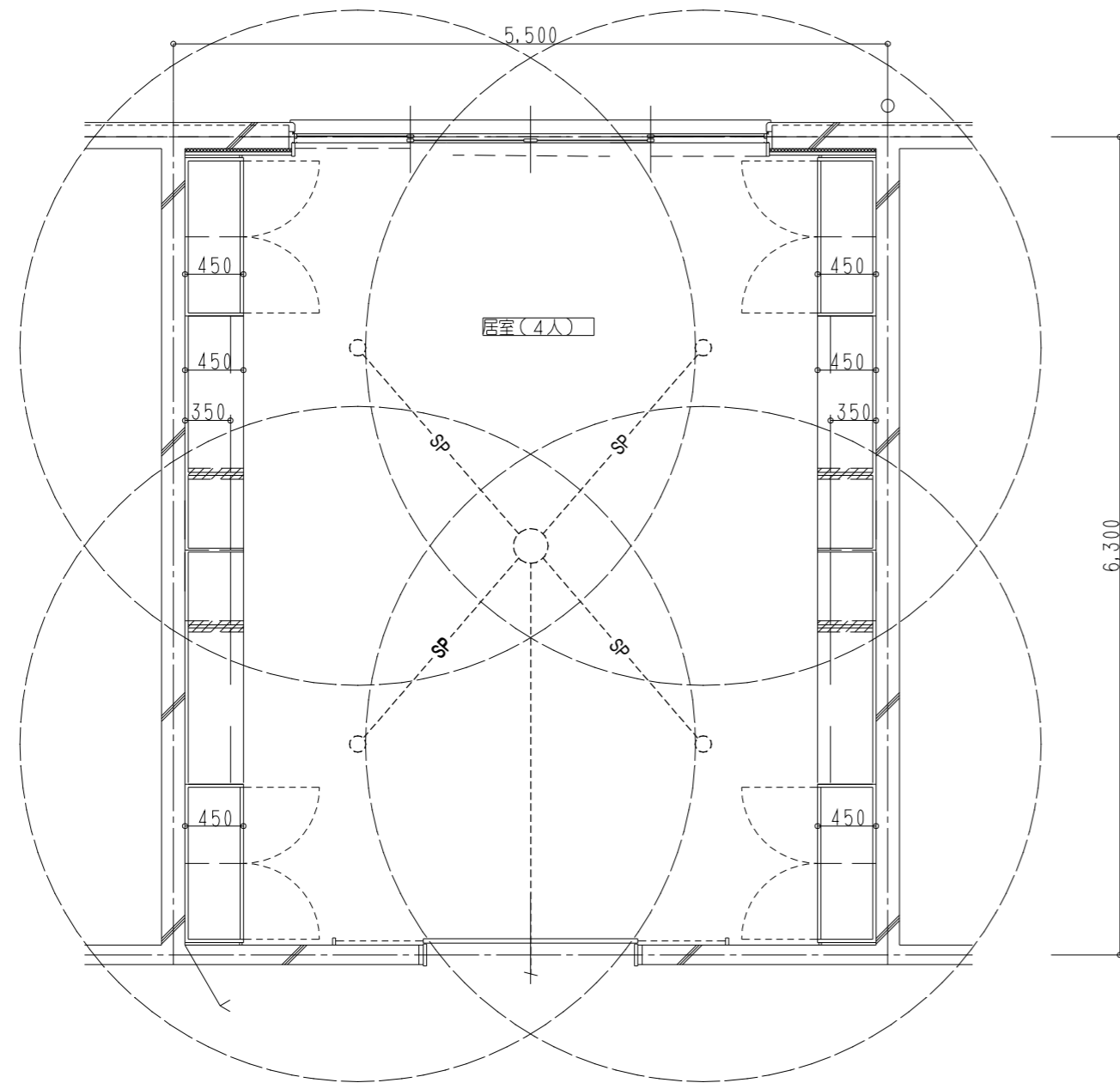


記号	ガス管(φ)	液管(φ)
①	9.5	6.4

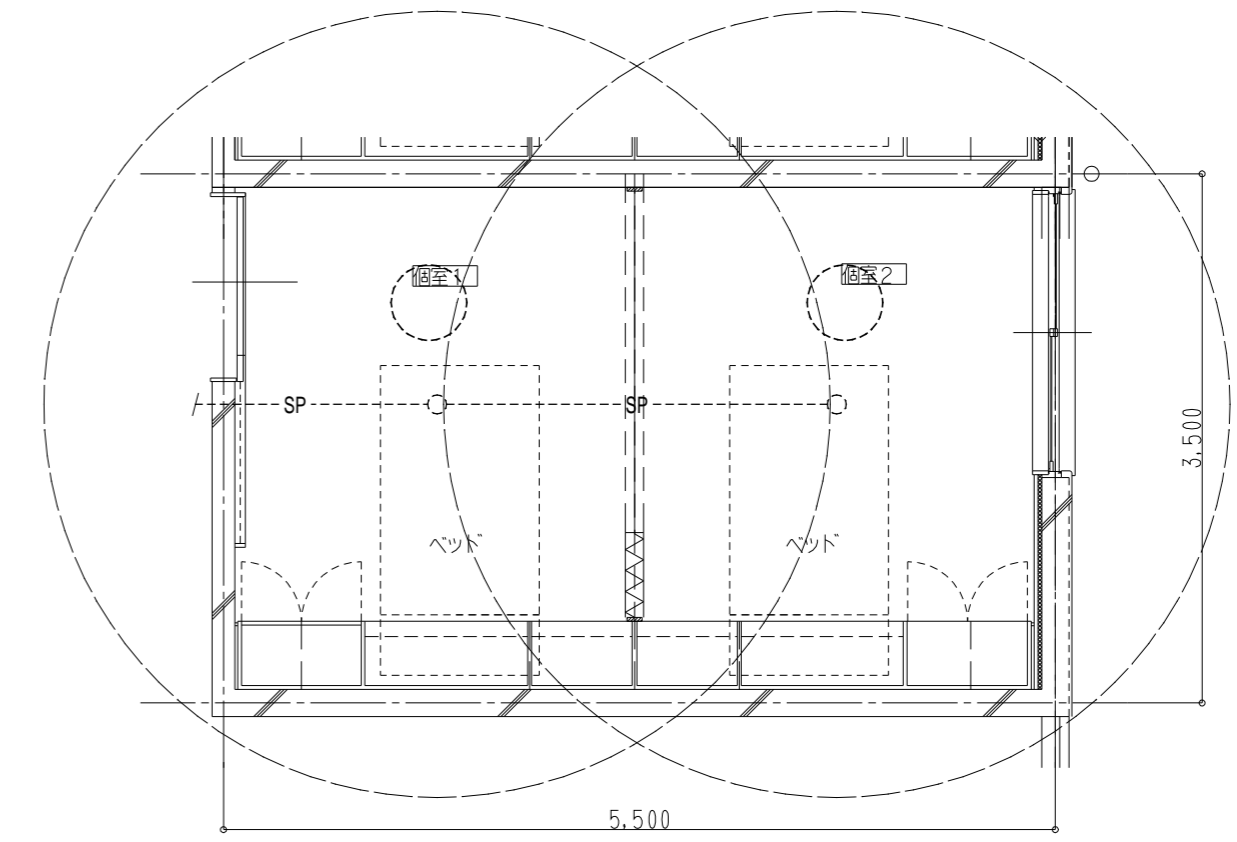
特記
既設配管類は残置とする。作業に支障のある部分のみ撤去する。屋外露出冷媒は全て撤去する。ファンコイル配管は切り離してプラグ止めとする。露出冷媒、ドレン配管には樹脂製化粧保温カバーを取り付ける。天井点検口取付は建築工事。

空調換気機器リスト(1室当たり)

機器記号	機器名称	能力・仕様	数量	相	電圧	CB	電源線	消費電力	付属品・その他
ACR ①	ルームエアコン	壁掛形	2	1	200	15A	2.0mm	冷:790W 暖:880W	ワイヤレスリモコン
		冷房能力:2.8KW 暖房能力:3.6KW							
		電動機出力(圧縮機)C:1,500W							
		ドレンアップキット							
	参考品番 RAS-AJ28K2(W),SP-DU2							室内電源 室外機2段架台、転倒防止金具	
EF ②	天井埋込換気扇	インテリア格子タイプ	1	1	100			10.5W	
		換気風量: 75m3/h x 24Pa							
		アルミ製バンドキャップ(ガラリ付)							
	参考品番 VD-10ZCC6-C,P-13RA2								



スプリンクラーヘッドは既設品移設再使用とする。工事中は養生キャップ取付のこと



スプリンクラーヘッドは既設品再使用とする。工事中は養生キャップ取付のこと

凡例
○ 新設照明器具

湯の郷苑コロナ感染対策改修工事

株式会社
コラム建築設計事務所
一級建築士事務所 鳥根県知事登録 第1226号
一級建築士 第135321号 田原辰男

居室4人・2人
改修前・改修後
SP設備平面図

1:50

(機) 8 — 8

02501 令和2年10月